

平成16年（行ウ）第20号 八ツ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

## 証拠説明書（甲C1～5）

2006（平成18）年7月25日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一

弁護士 五 來 則 男

弁護士 坂 本 博 之

弁護士 広 田 次 男

上記谷萩陽一訴訟復代理人

弁護士 丸 山 幸 司

外

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲C1	新しい全国総合水資源計画 (ウォーター プラン21) 一抜粋一	写 し 平成11年7 月1日発行	国土庁長官官 房水資源部
立 証 趣 旨			
<p>第5次全国総合開発計画 (平成10年3月) を踏まえて平成11年に策定された「ウォータープラン21」の内容。</p> <p>「ウォータープラン21」は、平成22年から平成27年を概ねの目標年次として、水資源に関する総合的な諸施策を検討するうえでの指針的役割を果たすものだが、これによれば、平成7年当時の水需給関係を前提として、「『通常の年』であれば、全国計では生活用水も工業用水もほぼ安定的な供給可能量が需要量を上回っている」(44頁) のであり、全国的な需給関係では、数年に1度程度の少雨であれば、都市用水はすでに安定的に供給する態勢が整備されていること。</p>			

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲C2	日本の水資源 (平成17年版) 一抜粋一	写 し 平成17年8 月1日発行	国土交通省土 地・水資源局 水資源部
立 証 趣 旨			
<p>全国計では、近年、都市用水の水需要は、着実に減退の傾向を明瞭に示していること。</p> <p>平成14年の都市用水の使用量 (取水ベース) は286億m<sup>3</sup>であり、平成7年の303億m<sup>3</sup>からほぼ毎年6%弱漸減している。また、工業用水の新規補給水量は、30年間以上漸減または横ばいの傾向が続いており、特に平成4年以降はほぼ減少の一途を辿っている。さらに、生活用水の使用量は、1990年代に入って増加がストップし、近年は減少に転じている。</p>			

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲C3	長期水需給計画 一抜粋一	写 し 昭和53年8 月	国土庁
立 証 趣 旨			
<p>第3次全国総合開発計画 (昭和42年11月) を踏まえて、昭和43年8月、旧国土庁が、1990年を目標年次として策定された全国水資源</p>			

<p>総合計画の内容。</p> <p>長期水需給計画は、高度成長終焉後、水需要の動向に大きな変化が生じていたにもかかわらず、この事実を無視して、高度成長時代の増加傾向を将来に延長するという極めて過大な水需要予測を行っている。</p>	
--	--

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲C4	全国総合水資源計画－ウォータープラン2000－ 一抜粋－	写 し 昭和63年10月30日発行	国土庁
立 証 趣 旨			
<p>第4次全国総合開発計画（昭和62年6月）を踏まえて、同年10月に旧国土庁が策定した全国水資源総合計画の内容。</p> <p>長期水需給計画（甲C4）の水需給予測の見直されているが、それでも依然として過大な予測が行われている。</p>			

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲C5の1	「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」と題する論文	写 し 昭和63年6月	国土庁長官官 房水資源部水 資源計画課長 加藤昭
立 証 趣 旨			
<p>昭和63年（1988年）2月に閣議決定および内閣総理大臣決定によって全部変更された2000年を目標年次とする「利根川・荒川水系水資源開発基本計画」（いわゆる第IV次フルプラン）の内容。</p> <p>ハッ場ダム計画の行政施策上の根拠となった開発基本計画であったが、既に期限切れで失効していること。</p>			

号証番号	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作 成 者
甲第C5の2	利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画変更基礎資料 一抜 粋－	写 し 昭和63年3月	国土庁長官官 房水資源部水 資源計画課
立 証 趣 旨			
<p>昭和63年2月、「利根川・荒川水系水資源開発基本計画」の全部変更（いわゆる第IV次フルプラン）を検討する際に基礎資料とされた1日平均有収水量など各種データの内容。</p>			

平成16年（行ウ）第20号 八ツ場ダム費用支出差止請求住民訴訟事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

証 拠 説 明 書 （甲B28～B34）

2006年（平成18年）7月24日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一

弁護士 五 來 則 男

弁護士 坂 本 博 之

弁護士 広 田 次 男

上記谷萩陽一訴訟復代理人

弁護士 丸 山 幸 司  
外

証拠番号	証拠の標目	作成者	作成年月日	立証趣旨など	原本
甲B28号証	利根川河川整備基本方針（案）	国土交通省河川局	平成18年1月	今回策定された利根川水系河川整備基本方針の内容	
甲B29号証	第28回河川整備基本方針検討小委員会議事録抜粋	同上	平成17年12月6日	担当河川計画課長が、「洪水調節施設の整備は、現在建設中のハツ場ダムで最後でございます。」と説明していること。 この説明は、利根川水系河川整備基本方針（甲B28）の内容と矛盾するものである。	
甲B30号証	第30回河川整備基本方針検討小委員会議事録抜粋	同上	平成17年12月19日	担当河川計画課長が、「（ダムの）新設があるのかというのでありますというような話を申し上げておりました。」と説明していること。 この説明は、甲B29の説明と矛盾していること。	
甲B31号証	利根川水系における治水計画	同上	平成17年11月9日	甲B30の小委員会の説明の際に使用された資料。	
甲B32	八斗島上流	同上	同上	同上	

号証	の洪水調節 施設			
甲B33 号証	利根川放水 路	同上	同上	同上
甲B34 号証	千葉用水総 合事業所の 概要	独立行政法 人水資源機 構	平成17年 3月	印旛沼流域が洪水の 時には、利根川につな がる印旛排水機場から 利根川に排水するとと もに大和田排水機場か ら東京湾へ排水するよ うになっており、利根 川の洪水を印旛沼で受 け入れる余裕はないこ と。

平成16年(行ウ)第20号 八ツ場ダム費用支出差止請求住民訴訟事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

証 拠 説 明 書 (甲1～6)

2006年(平成18年)7月24日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一

弁護士 五 來 則 男

弁護士 坂 本 博 之

弁護士 広 田 次 男

上記谷萩陽一訴訟復代理人

弁護士 丸 山 幸 司  
外

証拠番号	証拠の標目	作成者	作成年月日	立証趣旨など	原本
甲1号証	茨城県職員措置請求について（通知）	茨城県監査委員会	平成16年10月4日	原告江尻大祐がなした茨城県職員措置請求に対し茨城県監査委員会が監査し、却下の判断をしたこと。	○
甲2号証	新茨城県水道整備基本構想	茨城県	平成3年	茨城県が1991年（平成3年）度の時点で、2010年（平成22年）の茨城県の人口を403万人と予測していたこと（21頁）。	○
甲3号証	茨城県長期水需給計画書	同上	平成9年3月	茨城県が、1997年（平成9年）3月の時点で、2010年（平成22年）の茨城県の人口を約370万人と予測していたこと（6頁）。	○
甲4号証	いばらき水のマスタープラン（新・茨城県長期水需給計画）	同上	平成14年3月	茨城県が2002年3月の時点で、2020年（平成32年）の茨城県の人口を323万人と予測していたこと（13頁）。	○



甲5号証	茨城県水道 整備基本構 想21	同上	同上	同上(3頁)。	○
甲6号証	新茨城県総 合計画	同上	平成18年 3月	茨城県が2006年 (平成18年)3月の 時点で、2015年(平 成27年)頃までは、 茨城県の人口はおおむ ね295万人~300 万人程度で推移すると し、さらに2030年 (平成42年)頃には おおむね270万人~ 285万人程度になる と予測していること(1 3頁)。	○